

国官会第 19862 号  
国官技第 477 号  
国営管第 467 号  
国営計第 154 号  
国営整第 177 号  
国港総第 629 号  
国港技第 106 号  
国北予第 27 号  
令和 8 年 2 月 26 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長  
港 湾 局 総 務 課 長  
港 湾 局 技 術 企 画 課 長  
北 海 道 局 予 算 課 長

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」の一部改正について

工事又は業務等に係る通知等における基準額については、「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）により定めているところである。

今般、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件（令和 8 年財務省告示第 28 号）が告示されたことを受け、当該通知を下記の通り改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(別紙の1に掲げる通知等における基準額)</p> <p>1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結される調達契約については、9億円。</u></p> <p>(別紙の2に掲げる通知における基準額)</p> <p>2. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結される調達契約については、9千万円。</u></p>	<p>(別紙の1に掲げる通知等における基準額)</p> <p>1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に締結される調達契約については、8億1千万円。</u></p> <p>(別紙の2に掲げる通知における基準額)</p> <p>2. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に締結される調達契約については、8千1百万円。</u></p>
<p><b>別紙</b></p> <p>1 記1の基準額を適用する通知等</p> <p>・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について (<u>令和7年1月20日付け事務連絡</u>)</p>	<p><b>別紙</b></p> <p>1 記1の基準額を適用する通知等</p> <p>・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について (<u>令和4年3月30日付け事務連絡</u>)</p>